

○上尾市多文化共生推進委員会条例

令和6年12月24日条例第34号

上尾市多文化共生推進委員会条例

(設置)

第1条 本市における多文化共生に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、上尾市多文化共生推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 上尾市多文化共生推進計画（本市における多文化共生の推進に関する計画をいう。次号において同じ。）の策定及び変更に関すること。
- (2) 上尾市多文化共生推進計画に基づく施策の推進に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、多文化共生の推進に関し市長が必要と認める事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
 - (2) 各種団体を代表する者
 - (3) 多文化共生に関し知識又は経験を有する市民で、公募により選考したもの
- (委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、委嘱された時における当該身分を失ったときは、その職を失う。
- 3 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に、委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 委員会の会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の会議への出席等)

第7条 委員会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係者に対して、資料の提出を求め、又は会議への出席を求めてその意見若しくは説明を聞くことができる。

(報告)

第8条 委員長は、必要があると認めるときは、委員会における調査審議の状況を市長に報告するものとする。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、市民生活部において処理する。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(上尾市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

- 2 上尾市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年上尾市条例第17号）の一部を次のように改正する。

(次のように略)